

# 四半期報告書

(第97期第1四半期)

自 平成25年4月1日

至 平成25年6月30日

サンコール株式会社

E 0 1 4 0 2

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 ..... 2
- 2 事業の内容 ..... 2

### 第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク ..... 3
- 2 経営上の重要な契約等 ..... 3
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ..... 3

### 第3 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 ..... 9
- (2) 新株予約権等の状況 ..... 9
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 ..... 9
- (4) ライツプランの内容 ..... 9
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 ..... 9
- (6) 大株主の状況 ..... 9
- (7) 議決権の状況 ..... 10

#### 2 役員の状況 ..... 10

### 第4 経理の状況 ..... 11

#### 1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 ..... 12
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 ..... 14
  - 四半期連結損益計算書 ..... 14
  - 四半期連結包括利益計算書 ..... 15

#### 2 その他 ..... 18

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 ..... 19

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【四半期会計期間】	第97期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	サンコール株式会社
【英訳名】	SUNCALL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山主 千尋
【本店の所在の場所】	京都市右京区梅津西浦町14番地
【電話番号】	075-881-8111（代表）
【事務連絡者氏名】	業務・管理部門長 杉村 和俊
【最寄りの連絡場所】	京都市右京区梅津西浦町14番地
【電話番号】	075-881-8111（代表）
【事務連絡者氏名】	業務・管理部門長 杉村 和俊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第96期 第1四半期連結 累計期間	第97期 第1四半期連結 累計期間	第96期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	8,191	8,336	31,360
経常利益 (百万円)	729	1,173	2,741
四半期(当期)純利益 (百万円)	502	773	1,867
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	499	1,225	2,509
純資産額 (百万円)	25,693	28,428	27,458
総資産額 (百万円)	33,823	36,726	35,499
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	15.86	24.41	58.90
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	15.75	24.23	58.44
自己資本比率 (%)	75.7	77.2	77.1

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### （1）経営成績の分析

緩やかなデフレ経済が続く中、現政権下での金融政策や財政政策などの経済対策等により円高基調が是正され、製造業や輸出産業を中心に業績が改善しました。また雇用環境や個人消費の面でも改善が見られるなど、相対的に景気は回復基調の様相となりました。

一方、世界経済については、米国経済は緩やかな回復傾向が続き、雇用環境の改善を受けて失業率が低下し個人消費が拡大しました。欧州経済は依然として大幅な緊縮措置や金融不安の残存により景気の低迷が続きました。中国経済はGDP成長率が緩やかになり景気拡大のテンポは鈍化しました。ASEAN地域は、全体として成長率は低下しました。

このような環境の下で当社グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は83億36百万円（前年同期比1.8%増）、営業利益は8億77百万円（同22.8%増）、経常利益は11億73百万円（同60.9%増）、四半期純利益は7億73百万円（同54.0%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### <日本>

昨年9月まで続いたエコカー補助金効果の反動や震災復興需要の一巡により、自動車関連製品の販売は減少しました。また、デジトロ関連、プリンター関連製品の製造・販売を海外拠点への移管を進めました。その結果、売上高は64億83百万円（前年同期比4.8%減）となりましたが、円高基調の是正効果があり、セグメント利益8億26百万円は（同7.5%増）となりました。

#### <米国>

米国子会社の光通信部品の販売は好調でしたが、自動車関連製品の売上は昨年と同水準となり、売上高は8億4百万円（同22.0%増）、自動車関連製品でのコスト増をカバーしきれずセグメント利益は18百万円（同27.5%減）となりました。

#### <アジア>

中国子会社の自動車関連製品は中国での日本車の需要回復が鈍く前年実績を下回り、ベトナム子会社のプリンター関連製品販売は前年同水準となりました。タイ子会社は洪水の影響がなくなり各種製品の販売が伸長しました。また、香港子会社はプリンター関連製品・光通信部品の販売が好調に推移しました。この結果、売上高は17億31百万円（同26.2%増）、セグメント利益は1億43百万円（同238.8%増）となりました。

製品区分別の売上業績を示すと、次のとおりであります。

#### [精密機能材料]

精密機能材料は、昨年9月まで続いたエコカー補助金効果の反動や震災復興需要が一巡したこと、また海外輸取引の停滞等が影響しました。その結果、精密材料・精密異形材料ともに前年実績を下回り、売上高は9億48百万円（前年同期比8.6%減）となりました。

#### [精密機能部品]

精密機能部品は、タイ子会社における洪水の影響がなくなり前年同期に比べ伸長しました。国内は精密機能材料と同様の理由により、また他の拠点でも厳しい状況となりましたが、円高基調の是正効果もあり、売上高は48億22百万円（同2.3%増）となりました。

[サスペンション]

HDD用サスペンションの需要は引き続き厳しい状況にありますが、外貨取引が中心であるため円高基調の是正効果もあり、売上高は12億11百万円（同1.1%増）となりました。

[プリンター関連]

ベトナム子会社では前年同水準、香港・タイの各子会社では売上が伸長し、売上高は7億78百万円（同12.9%増）となりました。

[デジトロ精密部品]

米国での光通信部品の販売が好調だったため、売上高は5億40百万円（同8.2%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

[資産]

総資産は、367億26百万円（前連結会計年度末比12億27百万円増）となりました。これは、現金及び預金が3億51百万円、受取手形及び売掛金が3億95百万円、有形固定資産「その他」に含まれる建設仮勘定が2億円、株価の上昇により投資有価証券が2億48百万円それぞれ増加し、原材料及び貯蔵品が1億3百万円減少したこと等によるものであります。

[負債]

負債は、82億98百万円（同2億57百万円増）となりました。これは、支払手形及び買掛金が2億65百万円、流動負債「その他」に含まれる未払金が1億24百万円増加し、確定納税等により未払法人税等が2億21百万円、賞与支給により賞与引当金が1億69百万円減少したこと等によるものであります。

[純資産]

純資産は、284億28百万円（同9億69百万円増）となりました。これは、利益剰余金が配当により2億53百万円減少したものの、四半期純利益により7億73百万円増加したことの他、その他有価証券評価差額金1億61百万円や為替換算調整勘定2億91百万円の増加等によるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象会社の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、昭和18年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉及び当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

#### ② 基本方針の実現に資する取組み

##### (イ) 当社の企業価値の源泉

当社は、昭和18年、航空機用エンジンの弁ばね用高級鋼材料を製造する目的で創業しました。創業以来、技術集約型精密製品の創造をビジネステーマとして、Fine Precision Products（超精密製品）の機能創造を通じて、お客さまの問題解決を図り社会に貢献することを基本理念に、今日まで歩んできました。

創業時から培われた精密金属塑性加工技術は、異形ダイス開発、超精密金型技術と融合して省資源化に役立つ高精度異形線開発に発展し、“ばね”を中心とした弾性利用部品の設計技術を通じて、自動車用部品の分野で世界でもユニークな材料から加工品までの一貫メーカーの地位を不動なものとしています。

一方、早くから電子情報通信分野の飛躍的發展にも注力し、高精度金属塑性加工にエンジニアリングプラスチック、ファインセラミックス加工技術を取り入れ、クリーン技術、界面技術、精密組立技術と融合させて、高度情報化社会を支える大容量記憶装置（ハードディスクドライブ）、プリンター（複写機、レーザープリンター、インクジェットプリンター）、光通信装置のキーパーツを供給しています。

こうした精密製品の生産技術力、開発力が当社の企業価値の源泉であると考えております。

(ロ) 中長期的な企業価値向上に向けた取組み

当社及び当社グループは、企業価値のさらなる向上を目指し、精密塑性加工のコア技術をさらに磨き、ナノテクノロジー時代に対応した超精密加工技術を駆使し、新製品開発を進めていく方針です。一方、環境保全に十分に注意を払いながら、安全・品質確保でお客様に信頼頂ける製品作りに邁進してゆくと共に、マーケットのグローバル化に伴い、国内・海外の子会社と連携を深め、最適地での開発・生産体制を構築してまいります。

かかる目標を実現するため、次の通り様々な取組みを行っております。

(i) 精密機能加工

日本・アメリカ・アジア・中国の4拠点での生産体制の拡大および品質保証体制の充実でお客様の満足度向上を通じ、ビジネス拡大を図ってまいります。

(ii) 精密機能材料

原価低減、信頼される品質作りを通して取引先とのビジネス維持・拡大を図ってまいります。

(iii) HDD用サスペンション

モバイルPC、デスクトップPCや家電用途向けHDD用サスペンションの増産体制を整えると共に、高精度位置決め機構を搭載したマイクロアクチュエータ付きサスペンション(MAS)の開発・量産化により、売上増加を図ってまいります。

(iv) プリンターローラー

パイプローラー等、新製品開発によるコスト競争力強化を図り、ビジネス拡大を図ってまいります。

(v) 技術・製品開発力強化

ハイブリッド車や電気自動車部品、自然エネルギーの利用など環境関連製品の開発に注力します。

(vi) 世界人材の育成と技術伝承を見据えた人材育成

人事制度の整備および展開を、次の点に狙いを定めて行っております。

- 1) グローバル人材として社員を育成すること。
- 2) 社員の挑戦心・成長意欲を強く牽引し、また後押しすること。
- 3) 社員にとってオープンで分かり易く、納得性があること。
- 4) 結果を出し業績を上げる社員、不断の努力を怠らず、能力を磨いて持続的に社業に寄与する社員をきっちり処遇できること。
- 5) 制度の運用を支えるライン管理職や人事担当者の負担にも配慮すること。

(vii) 海外拠点の体質強化

原材料等の調達や人材、資本など現地資源の上手な活用が事業効率を高め、収益にもつながると考え、世界のマーケットで競争力を持てるよう「現地化」を推進します。

- 1) 連結売上の海外比率50%を睨んだ体制作り。
- 2) 各拠点での顧客層の拡大。
- 3) 各拠点で現地材、現地メーカーを活用した最適生産体制の構築。

(viii) 内部統制システムの精度アップと業務の効率化

「内部統制システムの充実」は、業務の効率化、適正化等を通じて様々な利益をもたらすと同時に、証券市場に対する内外の信頼を高め、当社を取り巻く全てのステークホルダーに多大な利益をもたらすものと認識しております。業務ルールの標準化・文書化による責任・権限の明確化・業務の可視化、IT活用による不正・誤謬の発生しないシステム構築に取り組んでおります。

(ix) コンプライアンスの推進

当社の一員として、社会人として良識と責任のある行動をとるよう日ごろから「コンプライアンス委員会」を軸に推進しております。社員1人ひとりが特に留意すべき事項を「行動規範」として定めており、社員が常に日頃の業務遂行の指針とするよう各職場で繰り返し読み合わせするなどして徹底しております。また、年に一度「コンプライアンス強化週間」を設け、トップメッセージの発信や、コンプライアンスアンケートを実施し、全員参加でコンプライアンスを推進する機会としております。

こうした精密製品の製造・販売、内部統制・コンプライアンスの充実を通じて、株主・投資家をはじめすべてのステークホルダーの皆様方の期待に応えるべく、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指した活動を継続してまいります。

#### (ハ) コーポレートガバナンス

当社は、上記諸施策の実行に向けた体制を整備し、持続的な企業価値向上を追求することが重要と考え、コーポレートガバナンスの強化を図っております。取締役の任期を1年とし、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる態勢としております。代表取締役等と直接の利害関係のない独立した立場から、客観的な視点で取締役会を監督するため、社外取締役、社外監査役を選任しております。また、執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の決定と日常の業務執行を区分することで、取締役会の意思決定と監督機能の強化を図っております。そして、代表取締役社長直轄且つ他部門から独立した内部監査室を設置し、当社及びグループ会社における業務活動が法令・定款及び社内ルールに基づき適法且つ公正に運営されているか等、各部門の内部統制、コンプライアンス、業務遂行状況等についての内部監査を実施し、業務の改善提案、改善結果の確認等を行い、その内容を適宜、取締役、監査役に報告する機能も有しております。

#### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを更新することといたしました。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

大規模買付行為を行う者または提案する者（以下「大規模買付者」といいます。）が当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けまたは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかにあたる買付けを行った場合は、新株予約権の無償割当て、その他当社取締役会が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討及び大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

さらに、大規模買付者から大規模買付行為に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況及び当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。

当社は、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択できるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。但し、(a)大規模買付ルールが遵守されない場合、(b)大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買付提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、(c)大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合には、株主意思の確認手続きは行われません。

#### ④ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記2記載の取組みが、当社の企業理念に根ざした企業価値向上策として、また、上記3記載の取組みが下記に記載するような合理性を有する買収防衛策として、いずれも上記1記載の基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### ・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

##### ・株主共同利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

##### ・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成23年6月24日開催の当社第94期定時株主総会において承認の決議を得て更新されたもので、その有効期間は平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

さらに、大規模買付ルールに従った大規模買付行為が行われた場合には、原則として、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

##### ・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

##### ・第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現した場合、独立した第三者の助言を得ることができることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

##### ・デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大規模に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### （4） 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、2億11百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,057,923	34,057,923	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000 株であります。
計	34,057,923	34,057,923	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	34,057,923	—	4,808	—	2,721

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 2,344,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 31,394,000	31,394	—
単元未満株式	普通株式 319,923	—	—
発行済株式総数	34,057,923	—	—
総株主の議決権	—	31,394	—

②【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合（%）
サンコール株式会社	京都市右京区梅津 西浦町14番地	2,344,000	—	2,344,000	6.88
計	—	2,344,000	—	2,344,000	6.88

2【役員の状況】

該当事項はありません。

#### 第4【経理の状況】

##### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

##### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,682	9,034
受取手形及び売掛金	6,873	7,269
商品及び製品	1,194	1,206
仕掛品	1,342	1,413
原材料及び貯蔵品	1,334	1,231
その他	427	403
流動資産合計	19,855	20,559
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,808	3,833
機械装置及び運搬具（純額）	4,434	4,444
その他（純額）	2,518	2,738
有形固定資産合計	10,761	11,017
無形固定資産	182	178
投資その他の資産		
投資有価証券	4,245	4,494
その他	455	477
投資その他の資産合計	4,701	4,971
固定資産合計	15,644	16,167
資産合計	35,499	36,726
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,780	4,046
短期借入金	278	349
未払法人税等	498	276
役員賞与引当金	—	6
賞与引当金	349	180
その他	2,129	2,360
流動負債合計	7,036	7,219
固定負債		
退職給付引当金	544	530
その他	460	548
固定負債合計	1,004	1,078
負債合計	8,040	8,298

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,808	4,808
資本剰余金	2,744	2,744
利益剰余金	19,575	20,095
自己株式	△896	△896
株主資本合計	26,231	26,751
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,742	1,903
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	△589	△298
その他の包括利益累計額合計	1,153	1,605
新株予約権	73	71
純資産合計	27,458	28,428
負債純資産合計	35,499	36,726

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	8,191	8,336
売上原価	6,523	6,476
売上総利益	1,668	1,859
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	175	159
報酬及び給料手当	271	276
役員賞与引当金繰入額	5	6
賞与引当金繰入額	32	34
退職給付費用	28	23
その他	440	482
販売費及び一般管理費合計	954	982
営業利益	714	877
営業外収益		
受取配当金	47	43
物品売却益	15	17
為替差益	—	228
その他	14	11
営業外収益合計	76	301
営業外費用		
為替差損	55	—
支払利息	4	3
その他	1	0
営業外費用合計	61	4
経常利益	729	1,173
特別利益		
その他	0	1
特別利益合計	0	1
特別損失		
固定資産廃棄損	0	12
その他	0	0
特別損失合計	0	13
税金等調整前四半期純利益	728	1,161
法人税、住民税及び事業税	103	260
法人税等調整額	122	126
法人税等合計	225	387
少数株主損益調整前四半期純利益	502	773
四半期純利益	502	773

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	502	773
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△250	161
繰延ヘッジ損益	0	△0
為替換算調整勘定	246	291
その他の包括利益合計	△3	451
四半期包括利益	499	1,225
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	499	1,225
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
KOBELCO SPRING WIRE (FOSHAN) CO., LTD.	266百万円	318百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	434百万円	456百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	285	9.0	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	253	8.0	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	米国	アジア	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	6,281	659	1,250	8,191	—	8,191
セグメント間の内部売上 高又は振替高	530	0	121	652	△652	—
計	6,812	659	1,372	8,843	△652	8,191
セグメント利益	768	26	42	837	△122	714

(注) 1 セグメント利益の調整額△122百万円には、セグメント間取引消去△5百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△117百万円が含まれております。全社費用の主なものは、当社の業務管理部門等にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	米国	アジア	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	5,981	804	1,551	8,336	—	8,336
セグメント間の内部売上 高又は振替高	502	0	180	683	△683	—
計	6,483	804	1,731	9,019	△683	8,336
セグメント利益	826	18	143	988	△110	877

(注) 1 セグメント利益の調整額△110百万円には、セグメント間取引消去2百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△113百万円が含まれております。全社費用の主なものは、当社の業務管理部門等にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	15円86銭	24円41銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	502	773
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	502	773
普通株式の期中平均株式数 (千株)	31,692	31,712
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	15円75銭	24円23銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	202	232
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 6日

サンコール株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 幸彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 尚志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンコール株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンコール株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。